

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成26年4月8日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
同 高 岡 香
同 長 峯 徳 積
同 竹 内 英 明
同 平 本 さとし

1 措置の対象となった監査の結果

平成25年11月29日（神奈川県公報号外第66号）神奈川県監査委員公表第18号で公表した不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所のうち公安委員会に係る全1箇所（既報告1箇所を除く）

2 監査の結果及び講じた措置の内容

<公安委員会>

出先機関

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県厚木警察署	平成25年6月20日（平成25年5月7日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、営繕費の執行に当たり、予算措置の効果の発現が著しく遅延しているものがあつた。	不適切事項については、進行管理が不十分であつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、予算措置されている内容を十分に把握し、複数の職員で進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。